

森林環境税の賦課徴収業務に関する要望

要望の要旨

令和6年度から開始される森林環境税の賦課徴収は、市民に混乱が生じないように非課税限度額の設定や減免のあり方など市町村の賦課徴収業務が円滑に進むような政令を制定するよう要望します。

要望の理由

森林環境税の賦課徴収については、個人県民税均等割の賦課徴収と併せて行うものとされており、また、政令で定める金額以下である者は非課税との規定があります。

このため、森林環境税における政令で定める金額と個人住民税における非課税限度額とに相違があると、「個人住民税は非課税」であるにも関わらず、「森林環境税は課税」となるような事象が起こることが想定され、システム改修及び賦課業務の負担増、さらには市民の混乱を招く恐れが生じます。

森林環境税の賦課徴収を効率的に且つ市民の混乱を招かないようにするため、森林環境税における非課税限度額及

び減免規定を各地方自治体で定める個人住民税の非課税
基準及び減免規定と同一にするよう要望します。